

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	市営住宅等の管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、市営住宅等の管理に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)並びに奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)、奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)及び奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)に基づき、市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅(以下「市営住宅等」という。)を整備し、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。奈良市における市営住宅等の適正かつ効率的な管理・運営のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)及び奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。)において定めるとおり、公営住宅法及び住宅地区改良法並びに奈良市営住宅条例、奈良市改良住宅条例及び奈良市コミュニティ住宅条例に関する以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①入居申込みに関する事務 ②収入の申告の受理、審査及び家賃等の決定に関する事務 ③家賃等の減免及び徴収猶予に関する事務 ④同居の承認に関する事務 ⑤入居の承継に関する事務 ⑥住宅の明渡し請求に関する事務 ⑦住宅のあっせんに関する事務
③システムの名称	1. 住宅管理システム 2. 住宅管理台帳 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバ 5. 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法 第9条第1項 別表(27の項及び52の項) ・番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(3の項から5の項まで)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(市営住宅等の管理に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(53、76の項) ・番号利用法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報の番号連携サーバーへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	I-5-①部署	市民生活部 住宅課	都市整備部 住宅課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年5月1日	公表日	2019/3/29	2020/5/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	公表日	2020/5/1	2021/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	公表日	2021/3/31	2022/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第7号 ・番号利用法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号 ・番号利用法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年7月11日	公表日	2022/3/31	2023/7/11	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	公表日	2023/7/11	2024/12/18	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項、第2項及び別表第一(19の項及び35の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18条及び第26条 ・番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(3の項から5の項まで)、第4条第2項及び別表第2(3の項から5の項まで) ・番号利用条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号) 第4条から第6条まで ・番号利用条例別表第2の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第98号) 第4条から第6条まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項 別表(27の項及び52の項) ・番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(3の項から5の項まで) 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I-4-②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし(市営住宅等の管理に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号及び別表第二(第31の項及び第54の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第22条及び第28条 ・番号利用法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし(市営住宅等の管理に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(53、76の項) ・番号利用法 第19条第9号 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和6年11月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和6年11月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年11月28日	IV-8. 人手を介在させる作業	—	<p>十分である</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報の番号連携サーバーへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄 	事後	様式変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月28日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	<p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> <p>十分である</p> <p>研修計画に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。</p>	事後	様式変更に伴う追記